

木津川市公告第14号

木津川市シティプロモーション動画制作業務について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うため、次のとおり公告する。

令和8年2月16日

木津川市長 谷口 雄一

1 業務の概要

(1) 業務名

木津川市シティプロモーション動画制作業務

(2) 業務内容

別紙「木津川市シティプロモーション動画制作業務公募型プロポーザル実施要領」(以下「実施要領」という。)「木津川市シティプロモーション動画制作業務仕様書(以下「仕様書」という。)」に定めるとおり

(3) 履行期間

契約日から令和9年3月1日まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) 木津川市の令和7年度及び8年度物品及び役務の供給等入札参加有資格者名簿に登録されている者、または、名簿に登録されていない場合は、次の書類を整え、応募書類と合わせて提出することができる者。

ア 定款又は登記事項証明書(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)。

イ 法人税、消費税及び地方消費税、木津川市税の納税証明書(非課税の場合、これに代わる書類)。

ウ 法人等の事業報告書、損益計算書又は収支計算書及び貸借対照表(法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)。

- (2) 過去5年以内に同種業務又は類似業務の制作実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する要件に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (5) 本件の告示日から契約日までの間において、木津川市指名競争入札参加者指名停止要綱（平成19年告示第115号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (6) 木津川市暴力団排除条例（平成24年木津川市条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
- (7) 国税及び木津川市税を滞納していない者であること。
- (8) 近畿(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)内において、本社または営業所等の営業拠点を有すること。
- (9) 木津川市内（※）における打ち合わせ等に出席が可能であること。
※主に木津川市役所での打合せとなるが、現地取材等の打ち合わせを行う場合がある。

3 担当課及び問合せ先

木津川市企画戦略部学研企画課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110-9

TEL 0774-75-1201

FAX 0774-75-2701

E-mail kikaku@city.kizugawa.lg.jp

4 その他

詳細は、「募集要項」及び「仕様書」による。